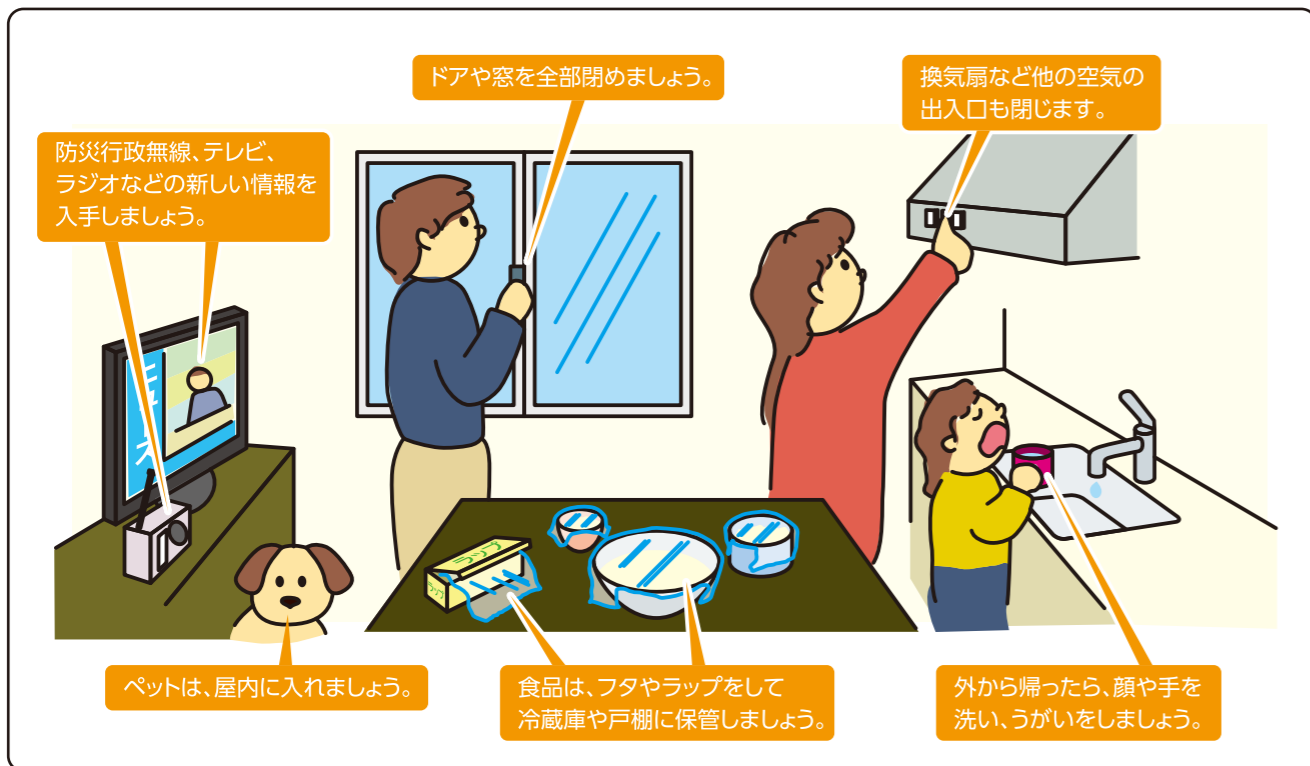


## 2 まずは屋内退避

屋内退避は、原子力事故の際に発電所から大量に漏れる放射線・放射性物質からの被ばくを避けるために指示されます。建物が放射性物質や放射線をさえぎるため、屋内退避をすることで被ばくを少なくすることができます。屋内退避の指示が出たときは、自宅などの建物内に入り、ドアや窓を閉めて下さい。また、要配慮者については、屋内退避を開始するとともに避難先及び輸送手段を確保するなど避難準備を開始してください。

### 屋内退避の留意事項



## 3 自宅の外にいたら

### 保育園・幼稚園・学校では

- 屋内退避の準備情報がでたら、次の対応を始めます。
- 子どもの安全を確保し、速やかに保護者に引き渡します。
- 保育園・幼稚園から、引き取り依頼連絡がいきます。
- 学校から、集団下校をさせたり、引き取り依頼の連絡がいきます。
- 保護者との連絡が取れない場合は、教職員の責任のもと、一時的に保育園・幼稚園・学校で屋内退避します。

### 職場や外出先では

- 屋内退避の指示が出たら、できるだけ自宅に帰るようにしてください。
- どうしても帰宅できない場合(市内にいる旅行者を含みます)。
- 外出先では避難所に屋内退避してください。
- 職場ではそのまま職場で屋内退避してください。

### 病院や社会福祉施設では

- 屋内退避の指示が出たら、そのまま病院や社会福祉施設に屋内退避します。
- 自宅に一時的な帰宅が可能な場合については、いったん帰宅していただく場合もあります。
- 入院・入所されている方などは、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画に基づき市外の受入先となる病院や社会福祉施設等に避難します。
- 避難の指示が出たら、入院患者・入所者の体調に配慮しながら市外へ避難します。

## 4 避難の指示が出たら

- 住民の皆さんが屋内退避をしている間に、原子力発電所から放射性物質が漏れていないか調査をします。(緊急モニタリング)
- 調査結果に基づき、空間放射量が防護措置基準値より高い地区は市外へ避難します。
- 避難行動要支援者<sup>※1</sup>については、避難支援者等のサポートを受けながら避難します。
- 避難先や避難経路は、裏面に表示していますので、道路状況等による市の指示に従って避難してください。

※1 避難行動要支援者：災害時要配慮者(高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児、妊婦、外国人や観光客など)のうち、一人で避難が困難な方

### 落ち着いて行動を

避難指示が出たら、まず内容をよく確認し、落ち着いて行動してください。



## 5 一時集合所、避難退域時検査等とは

### 一時集合所

一時集合所は、自家用車での避難が困難な市民を、国や県が手配するバス等で避難するために開設するものです。

- 留意点**
- 一時集合所へは、徒歩や自転車等で移動しましょう。
  - 一時集合所では、市職員等関係者の指示で行動しましょう。

### 避難退域時検査(スクリーニング)

避難退域時検査は、放射性物質の付着(汚染)がないことを確認するために行うものです。検査場所は、避難所まで移動する経路で原子力災害対策重点区域の境界付近に設置されます。この検査場所では県が定める手順に従い、汚染検査と簡易除染が行われます。

- 留意点**
- 避難者は、避難が迅速かつ円滑に行われるように、汚染検査や簡易除染に協力しましょう。
  - 避難者は、検査場所で交付される証明書等を紛失しないようにしましょう。

### 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤は、原子力災害で放出されるおそれのある放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを防ぐために服用するものです。服用量は下表のとおりとなります。(安定ヨウ素剤は、避難時まで配布をします)

	新生児	生後1ヶ月以上3歳未満	3歳以上13歳未満	13歳以上
服用量	ゼリー 1g 又は 内服液 1mL	ゼリー 2g 又は 内服液 2mL	丸剤 1丸	丸剤 2丸

- 留意点**
- 服用のタイミングが重要であるため、市の指示により服用しましょう。
  - 放射性ヨウ素による甲状腺への被ばくを抑えるのみであり、その他の放射性物質による被ばくを防ぐことはできません。

## 6 中継所兼基幹避難所、避難所とは

### 中継所兼基幹避難所

中継所兼基幹避難所は、避難先避難所に向かった場合、準備・受入等の混乱が予想されます。そこで、避難先市町内の分かり易く目立つ場所を中継所兼基幹避難所として設定し、そこで情報提供や避難先の一定の調整を行います。

- 留意点**
- 避難者は、中継所兼基幹避難所で避難先の情報を確認して下さい。
  - 避難者は、避難先自治体等関係者の指示に従ってください。

### 避難所

避難所は、栃木県内の大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那須町、那珂川町になります。

- 留意点**
- 避難者は避難所の運営に協力しましょう。
  - 指定した避難所に避難しない方は、市に避難先等を連絡しましょう。